法規的告示

○農林水産省告示第八十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第百十四条、第二百十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、家畜共済に係る共済掛金標準率、家畜通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率等を次のように定める。

令和八年二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第三百十五号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第八十六号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十五条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十六条の規定に基づき、同法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに同令第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を次のように定める。

令和八年二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第二百十九号（農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

令和八年二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　令和五年農林水産省告示第二百二十号（農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が定める率を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年二月二日　　内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
わた	チョウ目害虫抵抗性ワタＭＯＮ15947系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズＭＯＮ94313系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	チョウ目害虫抵抗性ダイズＭＯＮ94637系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	高オレイン酸含有ダイズＤＰ－305423－１並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
マルトースホスホリラーゼ	*Bacillus subtilis* NTI06（pHYT２MPM）株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ	日本食品化工株式会社